

抗議文

週刊新潮編集部 御中

東京都知事候補である鳥越俊太郎について、明日発売の週刊新潮が、「13年前の『被害女性』証言記録」と見出しを打った記事を掲載することがわかった。

すでに週刊文春に対しても抗議しているとおり、本件は事実無根である。

ところが、週刊新潮は、13年前に記事にすることを断念したにも係わらず、今回新たな取材をすることなく、しかも選挙期間中に、2003年6月の取材を元にして、2003年当時A子氏なる人物から聞き取ったとされる一方的な供述に基づいて記事を掲載しようとしている。

しかし、上記記事は、取材記録の一部を記事にしただけであり、A子氏の供述を裏付ける客観的な証拠が一切示されていない。それどころか、週刊新潮は、鳥越俊太郎とA子氏が二人きりで別荘に行ったなどと記事にするが、その日付について2002年の「8月初め」とするだけで特定していない。これでは、鳥越俊太郎が当日のアリバイ等反論をしようにも、その手段を奪われている状態にある。

そもそも、痴漢えん罪事件が絶えないのは、被害者とされる女性の供述のみに基づいて起訴されることにある。本件もまさに、A子氏及びA子氏の恋人の供述のみを元にして書かれているのであり、週刊新潮の記事は同種のたぐいである。

週刊新潮は、「鳥越氏が都知事に相応しいかどうかを考える際の判断材料として、13年前の証言を掲載した次第である。」としている。

報道の自由、言論の自由は当然ながら保障されるべきものであるが、選挙となっている本件の場合は特にA子氏の証言が真実である

ことの客観的証拠を示した上で有権者に問うべきであるし、それこそが公共性を問うためには重要であると考える。

記事にある案件については、事前に FAX による取材があり、本人に確認の上、弁護団から事実無根であると文書で明確に否定する回答をするとともに、無責任に記事化すれば選挙妨害になると強く警告した。しかしながら、記事は、13 年前の一方的な証言だけに基づき、いかにも真実であるかのごとき印象を与えるものとなっている。

こうした手法で有権者に意図的に誤った印象を与えようとする行為は、明確な選挙妨害であり、公職選挙法 148 条 1 項但書によって禁止される「虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害」する行為に他ならず、同法 235 条の 2 に規定する罰則の対象にもなりうる行為である。また、刑法 230 条 1 項の名誉棄損罪を構成する。

弁護団は、週刊新潮に対し、強く抗議する。また、明日にも東京地検に刑事告訴すべく準備を進めていることを申し添える。

なお、本件に対する問い合わせなどの一切は、弁護団が対応する。くれぐれも、鳥越本人の選挙運動に対し、これ以上の妨害とならないよう、求める。

2016年7月27日

弁護士 藤田謹也

弁護士 五百蔵洋一